

文化振興課備品貸出要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市（以下「市」という。）に在住、在勤若しくは在学する者又はそれらの者が構成する団体（以下「市民」という。）に対し、市が保有する備品を市民の福祉の増進と文化の向上を目的として使用する際に貸出すために必要な事項を定めるものとする。

第2 貸出用備品

貸出用備品（以下「備品」という。）は、別表のとおりとする。

第3 備品使用の申請

備品の貸出を受けようとする市民（以下「申請者」という。）は、文化振興課長へ申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、使用日の2か月前の月の1日から使用日の前の週の金曜日までにしなければならない。ただし、使用目的が公の事業に協力する等のため文化振興課長が認めた場合はこの限りでない。
- 3 申請を受理した文化振興課長は、その可否について7日以内に決定しなければならない。
- 4 可否について決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知する。

第4 申請事項の変更

第3の規定により決定を受けた申請者（以下「貸出決定者」という。）は、申請事項に変更が生じた場合は速やかに文化振興課長へ申請しなければならない。

- 2 申請を受理した文化振興課長は、その可否について7日以内に決定しなければならない。
- 3 可否について決定したときは、速やかにその旨を貸出決定者に通知する。

第5 貸出期間

備品の貸出期間については、複数日にまたがないものとする。ただし、公の事業に協力する等のため文化振興課長が認めた場合は、この限りではない。

第6 備品の取扱い

貸出決定者は、備品の申請目的外使用、転貸、その他これに準ずる行為をしてはならない。

- 2 貸出決定者が備品の使用を終了したときは、直ちに備品を原状に回復しなければならない。
- 3 貸出決定者が備品を亡失、汚損又はき損したときは、原則として費用の一切を弁償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると文化振興課長が認めたときは、この限りでない。

第7 貸出許可の取消し

文化振興課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出許可を取り消しすることができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 備品の管理上支障があると認められるとき。
- (3) 市の行事等で貸出許可をした備品を使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化振興課長が利用を不相当と認めたとき。

第8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、文化振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

別表

貸出用備品一覧

<和太鼓関係備品>

No.	備品名
1	桶胴太鼓
2	桶胴太鼓用水平台
3	長胴太鼓（1尺6寸）
4	長胴太鼓（1尺5寸）
5	長胴太鼓用四角台（1尺6寸）
6	長胴太鼓四角台（1尺5寸）
7	附締太鼓
8	附締太鼓用台

<催事用品>

9	はっぴ
10	帯

<ハンドベル関係備品>

11	ハンドベル
12	ハンドチャイム
13	譜面台
14	マット